

平成 17 年 4 月 1 日制定

平成 31 年 1 月 1 日改正

社会福祉法人浴光会役員・評議員の報酬等に関する規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 45 条の 35 第 1 項及び社会福祉法人浴光会定款第 8 条及び第 22 条の規程に基づき、役員及び評議員の報酬等及び費用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員等とは、定款第 15 条による理事および監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、評議員会で選任された役員等のうち、主たる事務所に週 3 日以上、本会の業務に従事する者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第 5 条による者をいう。
- (5) 報酬等とは、報酬・賞与其他名称にかかわらず、職務執行の対価として受ける財産上の利益をいう。
- (6) 費用とは交通費、旅費（宿泊費を含む）等の職務執行に伴い発生する経費をいう。

(報酬の支給)

第 3 条 非常勤役員および評議員には、その職務の対価として、別記第 1 に定める報酬を支給する。

2 常勤役員の報酬等は、無報酬とする。

(報酬等の額の算定方法)

第 4 条 評議員には、定款第 8 条で定める金額の範囲内で報酬を支給することができる。

- 2 個々の評議員の報酬は、別記第 2 に定める額とする。
- 3 この法人の各監事の報酬総額は、源泉控除後の金額で年間 160,000 円以内とする。
- 4 この法人の各理事の報酬総額は、源泉控除後の金額で年間 120,000 円以内とする。
- 5 計算金額に 1 円未満の端数が生じたときは、これを 1 円に切り上げる。

(費用弁償)

第5条 役員及び評議員がその職務を行うために要する費用は、弁償することができる。

2 旅費については、実費相当額を支給する。

(報酬等の支給方法)

第6条 非常勤の理事及び監事並びに評議員に対する報酬は、それぞれ理事会又は評議員会に出席した都度、支給する。

2 報酬等は、通貨をもって本人に支給又は支払うものとする。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

(公表)

第7条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の決議を得て行う。

(附則)

第9条 この規程は平成31年1月1日から施行する。

別記1 非常勤役員の報酬

非常勤理事・監事：理事会・評議員会出席の都度 1人一律源泉控除後の金額を10,000円として支給する。

別記1 評議員の報酬

評議員会出席の都度 1人一律源泉控除後の金額を10,000円として支給する。